

OKINAWA 2007

平成19年度

重点施策

平成19年3月 沖縄県



県立博物館・美術館

平成19年度
重点施策

平成19年3月 沖縄県

第1章 2 | 基本方針

第2章 6 | 部門別施策

- 6 第1 自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保
 - 6 (1) 質の高い観光・リゾート地の形成
 - 8 (2) 未来をひらく情報通信関連産業の振興
 - 10 (3) 地域特性を生かした農林水産業の振興
 - (おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化)
 - (流通・販売・加工対策の強化)
 - (農林水産技術の開発と担い手の育成・確保)
 - (亜熱帯・島しょ性に適合した生産基盤の整備)
 - (環境と調和した農林水産業の推進)
 - 12 (4) 地域を支える産業の育成と創出
 - (新事業の創出)
 - (製造業等地域産業の振興)
 - (企業の立地促進)
 - 14 (5) 雇用の安定と職業能力の開発
- 16 第2 米軍基地問題の解決促進と駐留軍用地跡地の利用促進等
 - (在日米軍の再編と基地の整理縮小)
 - (日米地位協定の見直しの実現等)
 - (跡地利用の促進)
 - (旧軍飛行場用地問題の解決促進)
- 18 第3 科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成
 - (科学技術の振興)
 - (国際交流・協力拠点の形成)
- 20 第4 環境共生型社会の形成
 - (ゼロエミッション・アイランドの実現に向けた取組)
 - (豊かな自然環境の保全)
 - (快適で潤いのある生活環境基盤の整備)
 - (県土保全)
- 22 第5 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
 - (健やかでいきいきと暮らせる社会の形成)
 - (安心して暮らせる保健医療の充実)
 - (ともに支え合う社会の構築)
 - (安全・安心な地域社会づくり)
 - (国民保護・防災・危機管理)
- 26 第6 多様な人材の育成と文化の振興
 - (学校教育の充実)
 - (青少年の健全育成と生涯学習の推進)
 - (文化とスポーツの振興)
- 28 第7 持続的発展を支える基盤づくり
 - (空港・港湾・道路等の整備)
 - (水資源の開発)
- 30 第8 離島・過疎地域等の振興
 - (産業の振興・生産基盤の整備)
 - (交通・情報通信体系・生活環境基盤等の整備)
 - (保健・医療・福祉の充実)
- 32 第9 行財政改革の推進

第3章 33 | 平成19年度重点施策事業一覧

第1章

基本方針

国際社会は、平和と安定を求めて、テロと大量破壊兵器の拡散という脅威にどう対処するかが大きな課題となっております。

イラク復興への道のりも依然として不透明であり、その他の国や地域においても宗教対立などを背景に地域紛争が頻発しております。

我が国と近隣諸国との関係においても、中国や韓国との改善の動きがみられるものの、北朝鮮による拉致問題に加えて、核武装化という重大な脅威が発生しております。

また、米国は、国際的な安全保障環境の変化に対応し、世界的規模での米軍再編を進めているところであり、その一環として、在日米軍再編についても、昨年5月の日米安全保障協議委員会において、在沖海兵隊司令部や兵員等のグアムへの移転及び嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還が合意されたところであります。

経済面では、戦後最長であった「いざなぎ景気」を超える景気拡大が続いていると言われておりますが、これは都市部の企業業績回復によるところが大きく、家計や地方経済への波及は遅れているというのが実感であります。また、中国やインド、ブラジルなど、面積・人口規模の巨大な国における工業化が進んでおり、それに伴い、エネルギーや食料等の国際的需給関係が変化し、我が国経済に与える影響が懸念されております。

本県経済については、観光が引き続き好調さを維持し、景気回復をリードしていることや、個人消費の底堅さもあり、全体としては堅調に回復しつつありますが、若年者の雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。

国と地方との関係においては、地方分権改革推進法や道州制特区推進法が成立するなど、今後とも国と地方の役割分担や税財源の見直しが進められる見通しであることから、県においても、引き続き、多様化・高度化する行政ニーズへ対応できる行財政基盤の確立に努めることが求められております。

また、我が国は、平成16年に人口がピークとなり、今後は本格的な人口減少社会を迎えることとなります。このため、将来の活力低下が懸念されており、少子化対策が喫緊の課題となっております。

一方、本県の人口増加率は東京都、神奈川県に次いで高く、平均年齢も全国一若く、住んでみたい都道府県に関する世論調査や、過去10年間の経済成長力に関する民間調査でもトップと評価されるなど、活力ある地域として注目を浴びております。

さらに、スポーツや芸能の分野などでも沖縄の将来を担う若者の活躍は目覚ましいものがあり、県民に自信と誇りを与えております。

このような中、昨年は、観光客数が5年連続過去最高を記録したのをはじめ、太平洋・島サミットや世界のウチナーンチュ大会の開催、新石垣空港や伊良部架橋の着工、沖縄科学技術大学院大学の開学に向けた取組など、本県の振興に向けた施策・事業は着実に進展しております。

平成19年度は、沖縄振興計画後期の初年度に当たり、これまでの成果を踏まえ、本県の抱える諸課題の解決に向けて、大きく踏み出す重要な年であり、私は県民の先頭に立って全力で取り組んでまいります。

まず、民間主導の自立型経済の構築に向けて、これまで以上に観光・リゾート産業や、情報通信関連産業、農林水産業、商工業等の振興と企業誘致を推進するなど、産業を徹底的に支援し、就業の場の創出と拡大に取り組みます。

次に、米軍基地問題について、私は、日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及び東アジアの平和と安定に寄与していると理解しており、我が国に所在する米軍基地が重要な役割を果たし、沖縄がその根幹を担ってきたと認識しております。

したがって、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的、政治的、経済的安定が必要であり、県民の目に見える形で米軍基地の負担軽減が図られなければならないと考えております。

このため、基地の整理縮小や日米地位協定の見直し、事件・事故の防止などを日米両政府に強く求めてまいります。

また、世界最高水準の沖縄科学技術大学院大学の設置に向けた環境を整備するとともに、科学技術の振興に取り組みます。

さらに、自然環境の保全と循環型社会の形成、安らぎと潤いのある暮らし、ともに支え合う安全で安心な健康福祉社会の実現に取り組みます。

併せて、教育と文化の振興、交通基盤や情報通信基盤等を整備するとともに、離島・過疎地域におけるユニバーサル・サービスの提供と定住条件の整備を推進します。

また、国際会議の誘致や世界のウチナーネットワークのさらなる充実に取り組み、アジア・太平洋地域における国際交流・協力拠点の形成を図るとともに、これからの沖縄を担う高度で多様な人材の育成に取り組んでまいります。

一方、本県の財政は、中期見通しにおいて多額の収支不足が見込まれ、厳しい状況にあります。

このため、今後とも、地方分権の進展に対応した簡素で効率的な行財政運営に向け、「選択と集中」を徹底し、行財政改革を一層加速するとともに、更なる歳出の抑制、歳入の確保に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

沖縄振興特別措置法の概要

は新規措置

総則

目的：沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現
施策における配慮
・沖縄の特性、基礎条件の改善、環境保全等に配慮

沖縄振興計画

沖縄振興計画の策定
振興の基本方針、産業の振興、教育・文化の振興、
駐留軍用地跡地の利用、社会資本の整備、圏域別
振興等に関する事項を規定

産業の振興のための特別措置

1 観光の振興

観光振興計画の作成
観光振興地域制度
沖縄型特定免税店制度
航空運賃の軽減措置
海外宣伝及び国際会議の誘致促進等
エコツーリズムの推進
その他観光振興のための措置

2 情報通信産業の振興

情報通信産業振興計画の作成
情報通信産業振興地域制度
情報通信産業特別地区制度

3 産業高度化地域

産業高度化地域制度

4 自由貿易地域等

自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度
特自由貿易地域管理運営法人に係る地方税の減免措置

5 金融業務特別地区

金融業務特別地区制度

6 農林水産業の振興

農林水産業振興計画の作成

7 電気の安定的かつ適正な供給の確保

電気の安定・適正供給のための課税の特例措置

8 中小企業の振興

中小企業新事業活動促進法の特例等

9 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例

沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務

雇用促進、人材育成その他職業の安定のための特別措置

職業安定計画の作成
沖縄失業者求職手帳の発給等
地域雇用開発促進法の特例

文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進

文化振興方針の作成
科学技術の振興等
国際協力及び国際交流の推進

沖縄の均衡ある発展のための特別措置

1 医療及び福祉の増進

無医地区における医療の確保
離島の地域における高齢者の福祉の増進

2 離島の振興

交通の確保
小規模校における教育の充実
旅館業に係る減価償却の特例
地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化のための特別措置

1 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

国、県、跡地関係市町村の連携
財政その他の措置
跡地整備計画の策定

2 大規模跡地の指定等

大規模跡地の指定
特定跡地の指定

3 大規模跡地給付金の支給等

大規模跡地給付金の支給
特定跡地給付金の支給

沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

国の負担又は補助の割合の特例
交付金の額の算定に関する特例
沖縄振興特別交付金の交付
国の直轄事業の特例

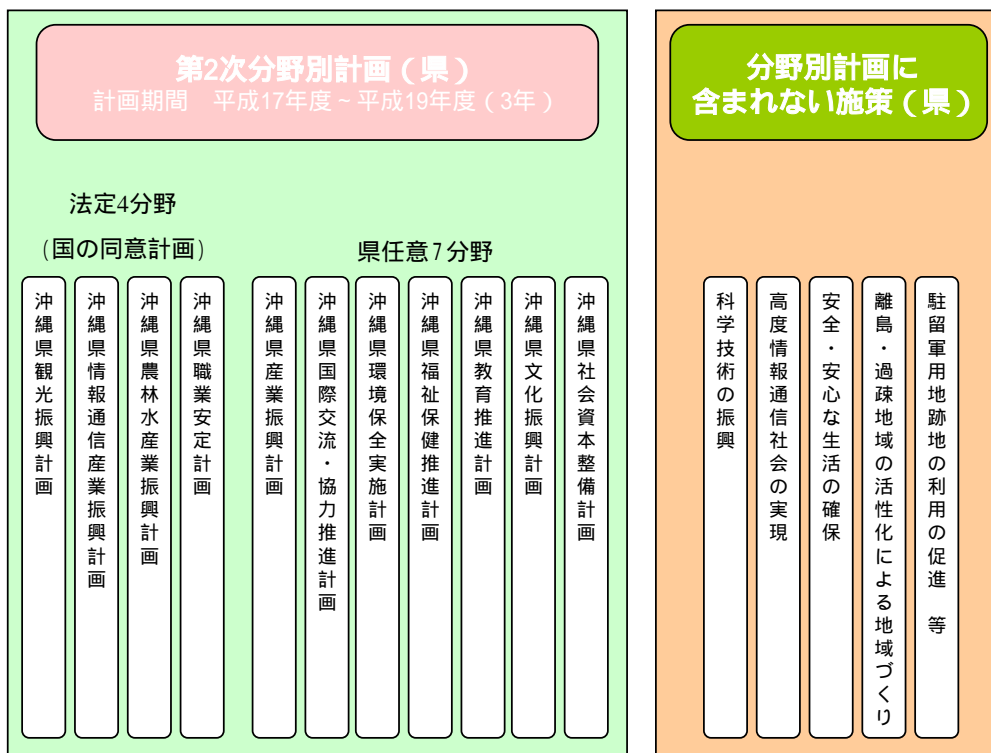
附則

法律の期間：平成14年4月1日～24年3月31日
沖縄復帰特別措置法の一部改正
その他必要な経過措置等の規定

沖縄振興審議会

沖縄振興審議会の設置

【沖縄振興のための計画体系】



沖縄振興計画（国）

計画期間 平成14年度～平成23年度（10年間）